

荒天時の対応について

1 対象となる気象警報

暴風、大雨、大雪、暴風雪、洪水警報 のいずれかが鳥取地区（鳥取市北部）に発令されている場合。

2 生徒に対する措置

(1) 午前6時00分現在、警報が発令中の場合は「自宅待機」。

(2) 午前6時00分から午前9時00分の間に警報が発令された場合は、次のように行動する。

①自宅にいる場合は「自宅待機」。

②登校中である場合は各自で安全性を考慮して「帰宅」あるいは「登校」。

③警報を知らずに登校した場合は「教員の指示に従って行動」。

(3) 午前9時00分の時点において

①警報が解除になった場合は「登校して授業」。

但し、交通機関の乱れ等が発生した場合はこの限りではありません。

②午前9時00分までに警報が解除されていない場合は「臨時休校」。

3 「八頭地区等に警報が発令され」「鳥取地区に警報が発令されていない」場合

八頭地区（鳥取市南部、若桜町、智頭町、八頭町）、鳥取地区（岩美町）に警報が出ている場合（上記1の内容）で、その地域に居住する生徒は措置（上記2の内容）を適用する。但し、(3)②は「臨時休校」を「公欠扱い」と読み替える。

4 連絡方法について

○鳥工ホームページ携帯サイト（各行事で使用）

<http://www.torikyo.ed.jp/toriko-h/k>

○まちc o m iメール（アドレスは別紙）

○電話対応